千葉県共通封筒への広告掲載に関する入札説明書

この入札説明書は、「千葉県共通封筒」への広告掲載に関する一般競争入札について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、千葉県財務規則（昭和３９年千葉県第１３号の２）、本件に係る入札公告のほか、本件入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　一般競争入札に付する事項

（１）件　　名　　平成２９年度千葉県共通封筒への広告掲載

（２）数　　量　　角形２号及び長形３号封筒ともに３枠以内

＊各封筒の印刷予定枚数

角形２号封筒　３０７，５００枚（３回程度に分割し印刷予定）

長形３号封筒　２９７，０００枚（３回程度に分割し印刷予定）

（３）仕 様 等　　別添入札公告の写し及び仕様書のとおり

（４）履行期間　　契約の日から平成３０年３月３０日まで

２　入札参加者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲載されているものであること。

なお、上記名簿に掲載されていない者は、物品等入札参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められることによって名簿に掲載される。

（３）入札公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

（４）入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

３　入札者に求められる義務

（１）入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、別紙様式１による一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を入札公告に記載された期日までに持参により提出しなければならない。

（２）入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）一般競争入札に参加する資格があると確認された者が、次の各号に該当すると認められた場合は、３年以内の期間を定めて、入札に参加させないこととする。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法第２３４条の２第１項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。（落札決定後に、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約を締結しないことは、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。）

カ　アからオまで規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

４　入札及び開札

（１）入札参加者等は、入札説明書、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、11の（２）に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）入札参加者等は、別紙様式２により入札書を作成し、入札及び開札の日時に、持参しなければならない。

送付、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

（３）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）入札書の提出場所は、入札公告のとおりとする。

（５）入札参加者等は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア　件名

イ　入札金額

ウ　入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届け出のものであって、外国人の署名にあっても同様とする。以下同じ。）

エ　代理人（年間代理人及び復代理人を除く。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

オ　年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び年間代理人の職名と氏名）及び押印

カ　復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印

（６）入札書は、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔件名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

（７）入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

ただし、入札金額の記載を訂正することができない。

（８）入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（９）入札参加者本人は、入札書と同時に別紙様式４による誓約書を提出するものとし、その代理人は別紙様式３による委任状を併せて提出しなければならない。

また、年間代理人による場合は、入札書と同時に別紙様式４による誓約書及び年間委任状の写しを提出するものとし、その復代理人にあっては、別紙様式３による委任状を併せて提出しなければならない。

(10) 入札参加者等が相連合し、又は不穏の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者等は、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する額を入札

書に記載する。

(12) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告書のとおりとする。

(13) 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。

(14) 入札参加者等が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(15) 開札場には、入札参加者等並びに入札執行事務に関係のある職員及び(15)の立会い職員以外の者は入場することができない。

(16) 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

(17) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。

(18)開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をした者

(19) 入札参加者等は、本件入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(20) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者(入札参加者又はその代理人)が初度入札と違う場合には、(９)に基づき誓約書等を提出しなければならない。

ア　再度入札は、原則として１回とする。

イ　初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

ウ　初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

この場合において、入札参加者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

5　入札保証金

免除

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

（１）入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

（２）件名及び入札金額のない入札書

（３）入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

（４）代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人

の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

（５）復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）又は復代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが復代理委任状その他で確認されたものを除く。）

（６）入札案件名等に重大な誤りのある入札書

（７）入札金額の記載が不明確な入札書

（８）入札金額の記載を訂正した入札書

（９）誤字、脱字、加筆、修正等により意思表示が不明瞭である入札書

(10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(11)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(12) 明らかに談合であると認められる入札書

(13) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者のした入札書

(14) 記名、押印を欠く入札書

(15) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札書（免除の場合を除く。）

(16) その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者及び落札価格の決定

（１）有効な入札書を提出した者であって、予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（２）有効な入札を行った者のうち予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８を加算した金額を落札価格とする。

（３）落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。

　この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会い職員にくじを引かせ

るものとする。

（４）落札者を決定したとき又は落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。

ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。

（５）落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

なお、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約書の取りかわしをしない場合は、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。

８　契約保証金

千葉県財務規則第９９条の規定による。

９　契約書の作成

（１）契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内に契約を締結するものとする。

（２）契約書は２通作成し、双方各１通を保管する。

（３）契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（４）千葉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10　契約条項

別添契約書（案）のとおり。

11　その他必要な条件

（１）入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約に関して要した費用については、すべて当該入札参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

（２）本件入札に関して及び契約に関する照会先等

（郵便番号）２６０－８６６７

（所 在 地）千葉市中央区市場町１番１号

（機 関 名）千葉県総務部管財課調達指導班

（電話番号）０４３－２２３－２２１１

12　物品等入札参加業者適格者名簿登載に関する問合せ先

（郵便番号）２６０－８６６７

（所 在 地）千葉市中央区市場町１番１号

（機 関 名）千葉県総務部管財課調達指導班

（電話番号）０４３－２２３－２２１１